令和７年９月

お客さま各位

諏訪信用金庫

当座預金払戻請求書の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、諏訪信用金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組として、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱を開始します。

手形・小切手に関しましては、政府より公表された成長戦略実行計画に「２０２６年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、金融機関では「電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．新設日・取扱開始日

発行依頼書 販売開始日：令和７年９月１６日（火）※1 冊 50 枚綴の払戻帳単位で販売いたします

払戻請求書 取扱開始日：令和７年１０月１日（水）

２．使用方法

所定の払戻請求書に記入・押印いただくことで当座預金からの出金・振替にご利用いただけます。

３．注意事項

当座預金払戻請求書は、当座預金のご契約者さまが当座預金から預金を払い戻す際に、小切手の代わりに使用できます。他者へ交付・譲渡することはできません。

当座預金払戻請求書は当座預金のお取引店のみ使用できます。

当座預金払戻請求書は切り離さず、当座預金払戻請求書伝票帳ごと当金庫取引店へご提示ください。払戻請求書単体で提示された場合は、お手続きいたしかねます。

名義・金額を誤って記入してしまった払戻請求書は、訂正印があってもお手続きいたしかねます。新しい払戻請求書を作成してください。

４．当座預金払戻請求書発行手数料

払戻帳（50 枚綴）1 冊 990 円（税込）

５．申込方法

所定の発行依頼書をお取引店窓口または営業係にお渡しください。発行依頼書は店頭にご用意しております。

６．その他

ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上

諏訪信用金庫
SUWA SHINKIN BANK